

第93号、第94号、第97号議案

大田区テナポラリー工場（大田区立下丸子テナポラリー工場、大田区立本羽田二丁目工場アパート）、大田区中小企業者賃貸住宅及び大田区立本羽田二丁目第2工場アパートの指定管理者の指定について

1 指定管理候補者及びその期間

名称：野村不動産パートナーズ株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

2 対象施設

大田区立下丸子テナポラリー工場	大田区下丸子四丁目9番14号
大田区立本羽田二丁目工場アパート	大田区本羽田二丁目7番1号
大田区中小企業者賃貸住宅	大田区本羽田二丁目12番2号
大田区立本羽田二丁目第2工場アパート	大田区本羽田二丁目12番1号

3 選考経過

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 募集要項公表日 | 令和3年5月20日（木）から |
| (2) 応募書類受付期間 | 令和3年6月21日（月）から6月30日（水）まで |
| (3) 書類審査結果通知日 | 令和3年7月29日（木） |
| (4) 面接審査 | 令和3年8月30日（月） |
| (5) 最終結果通知 | 令和3年9月3日（金） |

4 応募事業者数

1事業者

5 選考基準

評価区分	審査項目	配点	応募事業者の得点
施設の管理・事業運営	管理運営方針、業務の具体的手法、提案事業等	125	109.00
運営主体の安定性	人員配置、運営実績、収支予算書、財務評価	75	63.85
面接審査	理解、提案力、地域貢献性、実現力、対応力	50	45.2
評価点		250	218.05

6 選考理由

- ・ 専門調査員（公認会計士）の調査結果は、指定管理者として施設を安全に運営できる良好な経営状況であるとの評価であった。
- ・ 施設維持管理について専門的な知見があり、大田区での指定管理者実績が豊富であることから、安定的な施設運営が期待できる。
- ・ 創業支援施設や HiCity 等の他の産業支援施設との連携など、施設使用者のサービス向上と区内産業の振興に繋げることができる、具体的な取り組みが示された。
- ・ 区の産業支援施設及び政策への理解が深く、区内産業の一層の発展に向けて、区と連携しながら指定管理業務に取り組むことが期待できる。

これらを総合的に評価した結果、選定委員の合議により指定管理候補者として選定した。